

京都大学大学院公共政策連携研究部・公共政策教育部設置準備委員会要項

(平成17年6月14日総長裁定)

第1 京都大学に、大学院公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部設置準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 委員会は、大学院公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部（専門職大学院）に係る次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学院の長の候補者の選考に関する事。
- (2) 大学院の教員の人事に関する事。
- (3) 大学院の教育課程に関する事。
- (4) 大学院の入学試験に関する事。
- (5) 大学院の予算に関する事。
- (6) 大学院の施設及び設備に関する事。
- (7) その他大学院の設置に関し必要な事。

第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 法学研究科長及び経済学研究科長
- (2) 総長が必要と認める者 若干名

2 前項第2号の委員は、総長が委嘱する。

第4 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第5 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第6 委員会に関する事務は、法学研究科事務部において処理する。

第7 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成17年6月14日から実施する。